

事業別評価調書（チェックリスト）（様式第2号（事業継続分））における評価（判断）基準について

①「事業の進捗状況」

- A：事業の進捗は概ね順調であり、ほぼ計画どおりの完成が見込まれるもの
- B：多少の阻害要因はあるが、一定の期間等を要すれば解決できる見通しがあり、完成の見通しがあるもの
- C：阻害要因の難易度が高く、現時点では事業進捗の目処が立たないもの

より具体的な判断基準

みなし執行額 = (全体事業費) / (全体工期) × 経過年数 **みなし進捗率** = (これまでの投資事業費計) / (みなし執行額)

「A」：みなし進捗率が70%以上のもの

「B」：みなし進捗率が70%未満だが、今後の事業進捗の見通しがあるもの

「C」：みなし進捗率が70%未満で、今後の事業進捗の目処が立たないもの

なお、年次計画等により事業進捗率が明確になるものについては、上記基準を参考に評価を行う。

また、計画変更を行おうとするものについては、原則として変更後に見込まれる全体事業費、全体工期を用いること。

②「事業を巡る社会経済情勢等の変更」

- A：事業を取り巻く環境は特に変化しておらず、評価指標等において事業採択時とほぼ同様の効果発現が見込まれるもの
- B：事業を取り巻く環境は変化しているが、解決できる見通しがあり、評価指標等において事業採択時と概ね同水準の効果発現が可能な見通しがあるもの
- C：事業を取り巻く環境が著しく変化し、評価指標等においてその大半が事業採択時と比べて大幅に低下することが避けられず、現時点では効果発現の目処が立たないもの

③「地元住民・受益対象者及び関係機関の意向」

- A：評価実施時において、事業採択時と比べ特段の変化がないもの
- B：事業採択時と比べ、事業継続の意向に低下が見られるが、改善される見通しがあるもの
- C：事業採択時と比べ、事業継続の意向が著しく低下し、現時点では改善される目処が立たないもの

④「費用対効果分析等の要因の変化」

A：評価実施時において、事業採択時とほぼ同様の効果発現が見込まれるもの

B：事業採択時と比べ、低下が見られるが、費用を上回る効果が確保される見通しがあるもの

C：事業採択時と比べ、著しく低下し、現時点では費用を上回る効果が確保される目処が立たないもの

より具体的な判断基準

「A」：当初計画（前回評価時）と比べて、B/Cが増又は30%未満の減のもの（ただし、採択基準を満たしていること）

「B」：当初計画（前回評価時）と比べて、B/Cが30%以上の減のもの（ただし、採択基準を満たしていること）

「C」：採択基準を満たしていないか、B/Cが1未満のものにあって、他に事業効果の客観的な根拠を示せないもの。

⑤「計画変更等の必要性」

A：計画変更の必要がないか、あっても軽微なものであり、事業促進が見込まれるもの

B：計画変更が必要であるが、解決できる見通しがあり、事業促進の見通しがあるもの

C：大幅な計画変更が必至であり、現時点では事業促進の目処が立たないもの

⑥「対応方針案（継続事業）」

事業継続：現計画のまま事業を継続するもの。

見直し継続：計画の見直しを行い、その結果（変更計画）に基づき事業を継続するもの。

見直し継続（再評価）：必要最小限の調査等を継続しながら計画の見直し等を進め、変更計画案が策定されるなど、県の対応方針案が示されるようになった段階で、再度評価委員会の評価を受けるもの。

休止：事業を一時休止するもの。（事業実施の阻害要因があり、その解決が図られるまでの間、事業を実施しないもの。）

中止：事業を中止するもの